

## ○農林水産省告示第千七百六十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十七の規定に基づき、令和四年十一月十八日農林水産省告示第千八百六十九号（ベトナムから発送されるりゆうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）に対して応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改	正	後
四 封印	改	正	前
(一) (略)	(一) (略)	(一) (略)	(一) (略)
(二) 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。	(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。	(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされてい	(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされてい
五 消毒	五 消毒	五 消毒	五 消毒
(一) (略)	(一) (略)	(一) (略)	(一) (略)
(四) 低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行ふ場合には、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	(四) 低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行ふ場合には、当該消毒が輸出前に開始され、輸入�査の開始までに終了していること。	(四) 低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行ふ場合には、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	(四) 低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行ふ場合には、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。

六 植物防疫官による確認  
(略)

(二) (一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同して、次により行うものとすること。

ア (略)  
イ 低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

七 植物防疫官による確認  
(略)

(二) (一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同して、次により行うものとすること。

ア (略)  
イ 低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出の時点で五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。